

告 示

埼玉県告示第百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
リプレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)	第一駐車場	位置	図面省略	収容台数	十六台
(変更後)	第一駐車場	位置	図面省略	収容台数	六台
	第二駐車場	位置	図面省略	収容台数	四台
	第三駐車場	位置	図面省略	収容台数	六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)	出入口の数	一か所	位置	図面省略
(変更前)	出入口の数	三か所	位置	図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 第一駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時
(変更後) 第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前零時から翌午前零時

第三駐車場 午前零時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和六年三月二十二日

二 届出年月日

令和六年二月九日

三 縦覧期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月二十日から令和六年六月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課